

第7号議案

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

令和4年2月16日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合

管理者 小野克典

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約(平成18年指令市第745号)の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。